

特別寄稿

租税に関する訴訟の補佐人制度

大学院特設講座に応募するに当たって

はじめに

税理士の業務は、税理士法第2条において、税務代理、税務書類の作成、税務相談と定められ、同条第2項においては、前項の税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行うことができることとされている。

なお、平成13年5月25日に「税理士法の一部を改正

1、広義の税理士業務

税理士の業務は大きく三つに分類できる。第一は、前述した税務代理、税務書類の作成、税務相談の本来業務である。そして、税理士業務に付随する業務は、

第二分類に該当する。さらに、最近では税理士業務に関連する税理士事務所全体としての業務として、関与先の売上増進や経費節減、事業計画の策定、経理システムの構築・改善、総務システムの構築・改善、設備投資や資金繰りのシミュレーション、借入金の組み換え相談、ホームページの作成

する法律」が成立し、税理士法第2条の2に、「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができ」と規定され、平成14年4月1日から施行された。そこで、本稿では「租税に関する訴訟の補佐人制度」大学院特設講座の受講生に応募するに当たり、その意義を述べてみたい。

2、税務代理による不服申立て

税理士が税務代理として不服申立てにつき代理を行う場合、異議申立て及び審査請求がある。不服申立て手続等については、一般に行政不服審査法によるが、更正・決定等の国税に関する法律に基づく処分については手続きは国税通則法に規定するところによる。現在の税理士制度において

・改善アドバイス、各種コンサルティング、司法書士や弁護士等士業の紹介と非常に広範囲に及ぶ第三の業務が重要性を増している。特に2000年頃からは、関連業務の中でも関与先には様々な情報を提供するためインターネットによる情報収集とその整理、コンピュータの利用に関する関与先の指導などに必要とする時間も多くなってきている。現在の日本においては、一部の企業を除き経済的な進展が望めず、多くの業界が疲弊し、税理士業界

も厳しい環境に置かれている。このような環境においては、どうしても第三の業務に力を注ぐことが多くなる。しかし、ITを駆使して第三の税理士業務を行うことは、今日における税理士業務の大切な条件ではあるが絶対条件ではない。やはり、税理士が税理士たる所以は、第一分類の税理士の本来業務にあるから、納税者の利益保護のためにも、訴訟の視点を持つた税務に対する十分な知的な担保がなければならぬ。税務調査や不服申立てにも耐えられる学術資料の整理・整頓は、法律的な行為として税理士は学ばなければならず、第三の業務において行われる任意の資料の収集や整理とは異なるものである。



谷 信洋 【新宿】

て開設する「租税に関する訴訟の補佐人制度」の大学院特設講座制度は、税理士業務の中でも中心的な税務代理及び税務訴訟実務についてトータル的に学ぶ機会を得る絶好のチャンスと思っている。

3、準司法手続きと税理士

税理士は日々の業務の中で、法令に明確な規定がない新たな経済取引についても租税法主義の下、適切な判断を下さなければならぬ。確定申告においては、税務調査にも耐えられるよう資料を準備し、記録を網羅する。しかしながら、その後において、修正申告や更正・決定ということもある。

同作業とならざるを得ず、税理士個人の学識知識に従って進められることが多い。不服申立制度の概要図にあるように、税務署長がした処分には不服がある場合は、2か月以内に異議申立てをしなければならぬ。異議決定に不服がある場合は、わずか1か月で国税不服審判所に審査請求をしなければならぬ。

載されているのみで、単独の試験科目とはなっていない。行政不服審査法もその他の法律に定める当該科目に関連する事項を含むと規定されているにすぎない。税理士業務の中では税務調査の対応は重要な事項ではあるが、更正・決定に対する対処も、異議申立てや審査請求に対する手続きも税理士試験の範囲としては順序立てて網羅的に学ぶことは要求されていない。税務訴訟全般についても、通常のルーチンワークの中では、自らの努力なくしては学ぶ機会がない。東京税理士会等が各大学院と提携し

て開設する「租税に関する訴訟の補佐人制度」の大学院特設講座制度は、税理士業務の中でも中心的な税務代理及び税務訴訟実務についてトータル的に学ぶ機会を得る絶好のチャンスと思っている。



4、税理士が税務訴訟を学ぶ方法

税理士が、税務訴訟を学ぶ方法には、判決や裁決の研究がある。特に、判決の中から特定の事実関係を前提として、将来の裁判所の行動を予測するため、後世の同種の事件においても先例として尊重されるべき法解釈即ち判例(東京税理士会第576号5頁慶應義塾大学吉村典久教授の論壇より引用)から、その判決の事実関係や論理構造を学ぶことによって税務訴訟を学ぶことはできる。判例となる判決や一般的な判決の他、非公開判決を多数収録

己の主張を述べ、相手方の主張や立証を糾弾することではなく、ほとんどが書面により行われる。準司法手続きとしての国税不服審判所への審査請求についても、「租税に関する訴訟の補佐人制度」大学院特設講座で予定されている。①国税通則法・国税徴収法等の租税基礎学、②行政法・行政不服審査法・行政事件訴訟法等の租税訴訟手続法、③民事訴訟法・訴状準備書面の作成・口頭弁断を示すことは司法手続に準じている。口頭意見陳述の機会は設けられていないが課税庁と同一の場所で行う。

し、税理士等が低廉な金額で利用できる税法データベースとしては、日本税理士会連合会の指導・監督の下に構築されている税理士情報ネットワークシステムがある。この中に収録された判決や裁決は適切な漢字キーワードが付与され、項目ごとに抽出してその内容を比較検討することもできるし、判決年月日や裁決年月日から税務雑誌10誌の目次を検索し、その記載事項のタイトルや著者を知ることができる。

しかしながら、判決や裁決の研究により、それらの判断の基となる事実関係や論理構造を学ぶとしても、税務訴訟における手続きに対する専門的な知識を順序立てて学ぶことができるのは、「租税に関する訴訟の補佐人制度」の大学院特設講座ではないかと思う。国税不服審判所の審判官は租税について十分理解している人が多く、裁判官や弁護士はすべてが租税について十分な理解を得ているとは限らない。税理士が税務訴訟について十分な力を発揮できるのは、国税不服審判所までであったが、税理士補佐人制度により税務訴訟においても力を発揮できる道が開かれたのである。「租税に関する訴訟の補佐人制度」の前提である大学院特設講座は、全税理士の必修ではないかと思う。

おわりに

「租税に関する訴訟の補佐人制度」は、税理士が税務訴訟において弁護士とともに共同代理人となる税務訴訟代理権ではないものの、税理士業界が獲得した貴重な制度であるから、まずは受講申込みをし、東京税理士会の推薦が得られ受講が認められたならば、一所懸命勉強する所存である。